

鬼北町特定事業主行動計画

2. 計画期間

鬼北町は、次世代育成支援対策推進法第119条に基づき国の行動計画策定指針に即して特定事業主行動計画を策定しましたので公表します。

③妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業務分担の見直しを行う。

④妊娠中の職員に対しては、本人の希望に応じ、時間外勤務を原則として命じないこととする。

平成26年度の10年間の时限立法であり、今回策定する計画は、平成18年度から平成21年度までの4年間を計画期間とする。

I 総論

1. 目的

出生率の低下は少子化の進行に拍車をかけ、極めて深刻な事態に陥っている。このような状況は、次世代を担う子ども自身の健やかな成長にも影響を及ぼすだけでなく、将来の我が国の経済社会の様々な分野に深刻かつ重大な影響を及ぼすものである。

そのような中、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会を形成していく取り組みとして、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が成立し、国、地方公共団体、事業主などの責務を明らかにし、地方公共団体等も職員を雇用する立場から「特定事業主行動計画」を策定するものとされた。

鬼北町においても、「鬼北町特定事業主行動計画」を策定し、国が定める「行動計画策定指針」を踏まえつつ、事業主として職員が仕事と子育ての両立を図りながら子ども達を健やかに育成できるように努める。

3. 計画の推進体制

(1) 次世代育成支援対策を推進するため、職員に対する研修・講習、情報提供等を実施する。

(2) 仕事と子育ての両立等についての相談・情報提供等を適切に行う。

(3) 啓発資料の作成・配布、研修・講習の実施等により、行動計画の内容を周知徹底する。

(4) 本計画の実施状況については、職員の二一度を踏まえながら必要に応じて、対策の実施や計画の見直しを図る。

(3) 育児休業等を取得しやすい環境の整備等

(実施時期：平成18年度から)

①育児休業等に関する資料を各部局に通知・配布し、制度の周知を図るとともに、特に男性職員の育児休業等の取得促進について周知徹底を図る。

②育児休業の取得手続や経済的な支援等について情報提供を行う。

③妊娠を申し出た職員に対し、育児休業等の制度・手続について説明を行う。

④研修等において、育児休業制度等の制度説明を行う。

イ・育児休業及び部分休業を取得しやすい周知徹底を図る。

②出産費用の給付等の経済的支援措置について周知徹底を図る。

①育児休業の取得の申出があつた場合、

II 具体的な内容

1. 職員の勤務環境に関するもの

(1) 妊娠中及び出産後における配慮

(実施時期：平成18年度から)

①母性保護及び母性健康管理の観点から設けられている特別休暇等の制度について

イ・育児休業及び部分休業を取得しやすい周知徹底を図る。

②出産費用の給付等の経済的支援措置につ

(2) 子どもの出生時における父親の休暇の取得の促進

(実施時期：平成18年度から)

③妊娠中の職員の健康や安全に配慮し、業